



世界農業遺産
静岡の茶草場農法 

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」 応援制度への支援のお願いについて

～良質な茶生産と生物の多様性が両立する世界に誇る
貴重な農業文化を次世代へ継承するために～

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

世界農業遺産への認定

2013年5月に石川県で開催された国際連合食糧農業機関（FAO）の国際会議において、熊本県・大分県とともに世界農業遺産に認定されました。認定地域は、掛川市・島田市・菊川市・牧之原市・川根本町の4市1町の行政区域です。

2020年1月現在で、世界には21カ国58地域が認定されており、このうちの11地域（静岡2、新潟、石川、熊本、大分、岐阜、和歌山、宮崎、宮城、徳島）が日本にあります。

※カッコ内は認定年月



※世界農業遺産とは

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する制度です。

日本農業遺産とは

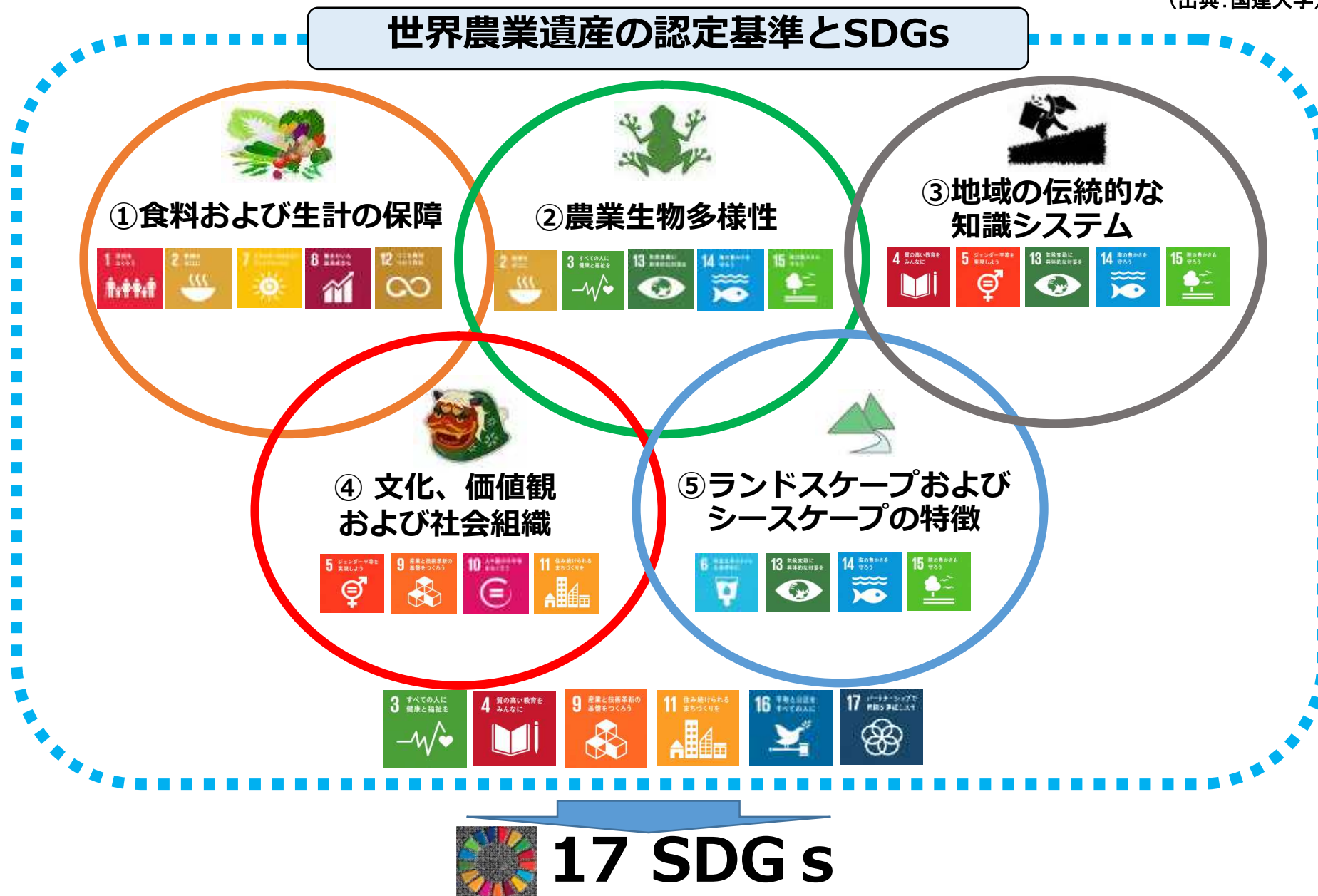
日本農業遺産は、わが国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が日本農業遺産の認定基準に基づき認定を行なう制度です。2020年1月現在、15地域が認定をされており、多様な地域性に富む伝統的な農林水産業が受け継がれています。また、静岡県わさび栽培地域、宮城県大崎地域、徳島県にし阿波地域は世界農業遺産の認定も受けています。



農業遺産とSDGs（持続可能な開発目標）の関係

（出典：国連大学）

世界農業遺産の認定基準とSDGs



世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会の概要

設 立	2012年10月
会 員	静岡県、掛川市、島田市、菊川市、牧之原市、川根本町
賛助会員	25団体 東山地域塾、掛川市農業協同組合、掛川茶商協同組合、掛川商工会議所、掛川みなみ商工会、掛川観光協会 島田商工会議所、島田市商工会、島田市観光協会 遠州夢咲農業協同組合、菊川市茶業協会、菊川市商工会、菊川市観光協会、NPO法人せんがまち棚田倶楽部、 ハイナン農業協同組合、牧之原市茶業振興協議会、牧之原市商工会、 NPO法人勝間田塾、NPO法人榛原里やまの会、 川根お茶街道推進協議会、川根茶業協同組合、川根本町商工会、川根本町まちづくり観光協会、 大井川農業協同組合、西関東土地改良調査管理事務所
アドバイザー	国連大学サステナビリティ高等研究所 東アジア農業遺産学会事務局 永田明 静岡大学農学部 稲垣栄洋 農林水産省関東農政局農村環境課 生玉修一
事業内容	(1) 世界農業遺産申請に関すること。 (2) 世界農業遺産の活用及びアクションプランに関すること。 (3) 国際連合食糧農業機関への活動報告に関すること。 (4) その他、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の推進に必要な事務及び活動に関すること。
事務局	静岡県経済産業部お茶振興課内 住 所 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル3階 電 話 054-202-1488 FAX 054-202-1480 HP https://www.chagusaba.jp/ E-mail ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

静岡の茶草場農法とは

「茶草場農法」とは、茶草場（茶園の周辺にある法面や斜面など、ススキやササなどが生えている草地）から、秋冬期に草を刈り、乾燥させ、茶畑に敷く伝統的な農法をいいます。「良いお茶をつくりたい」という農家の努力が、高品質な茶の生産と生物多様性の保全という、二つを両立させている世界的にも希少な事例です。



「静岡の茶草場農法」実践者認定制度の概要

目的 生物多様性を保全する世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の維持・拡大を図り、次世代へ継承すべき持続的な農業システムとして価値のある茶草場農法実践者を認定することで、環境保全への啓発、静岡茶ブランドのイメージ向上及び茶草場農法への取り組みの動機増大を図り、茶草場農法の維持・拡大と地域産業の活性化に資することを目的とする。

現状

実践農家戸数	4 9 9 戸
茶園管理面積	1 1 9 9 h a
茶草場管理面積	4 2 3 h a
認定シール販売数	約 4 4 6 万枚

※ 2019年12月末時点

生物多様性貢献度の基準

認定区分	茶園面積に対する茶草場面積の割合
三葉	50% 以上
二葉	25%～50%
一葉	5%～25%

このお茶は、世界農業遺産
静岡の茶草場農法
の実践者により生産されたものです。
生物多様性保全貢献度



この表示は生物多様性保全貢献度を茶葉の数でしめしたものです。詳細はQRコードでWebサイトをご覧ください。

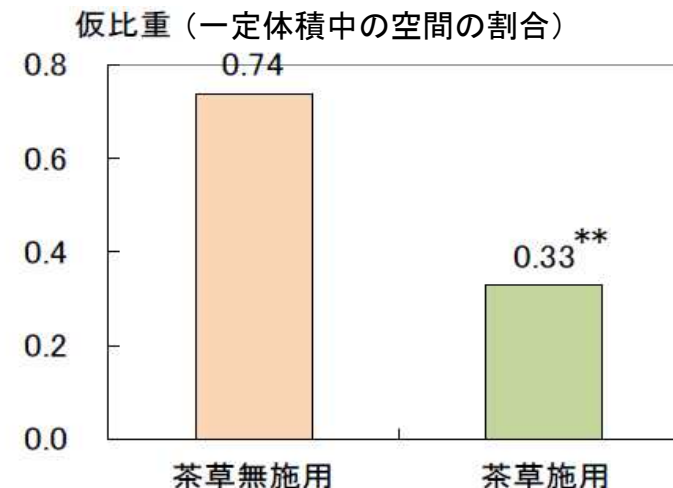
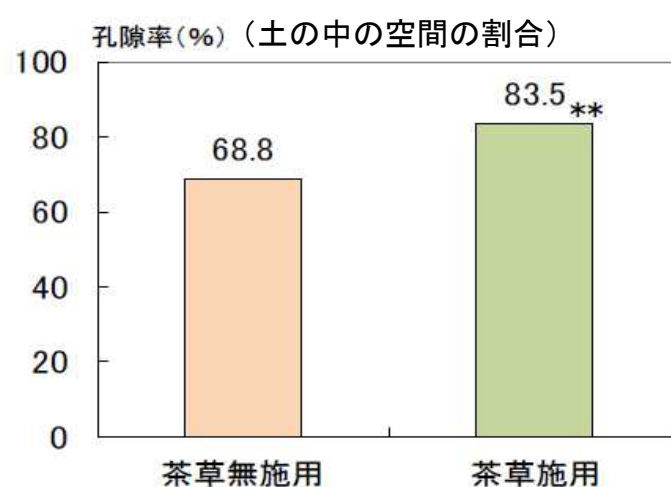


世界農業遺産
「静岡の茶草場農法」
推進協議会

静岡県茶業研究センターの研究

県の茶業研究センターが、茶草の茶園への施用効果を調査したところ、孔隙率（土の中の空間の割合）が増加し、比重（一定体積中の空間の割合）が小さくなることから茶草場農法で管理された茶園はふかふかで水持ちの良い土壌を持つと言えます。また、茶草の有機物特性調査の結果からは、ススキや稲わらと同程度の有機物であることが分かっています。

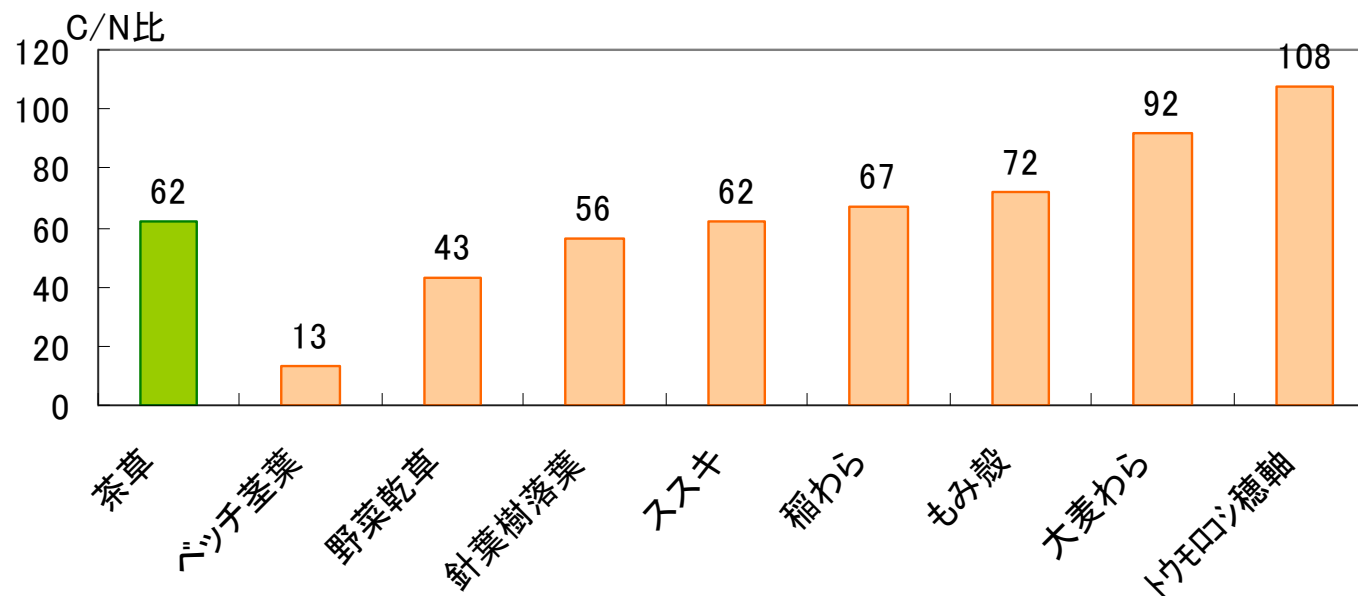
土壌物理性



有機物特性

C/N比

有機物に含まれる炭素(C)と窒素(N)の割合。C/N比が低い有機物は分解が早く、作物に対する肥料としての効果が速く現れます。



茶草場農法が守っているもの①（動植物）



ススキ



カワラナデシコ



キキョウ



オミナエシ



フジタイゲキ



ツリガネニンジン



オカトラノオ



ササユリ

草刈りを放棄すると、生育の早い草が増え、競争力の弱い草が淘汰されるために生物多様性が低下しますが（表1）、草刈りをしている半自然草地の維持により、さまざまな動植物の生存環境が保全され、茶草場全体で300種類以上が生息していると考えられています。希少な植物も多く見られ、昔から人々に親しまれている「秋の七草」の内フジバカマを除いた6種類を見ることができます。フジタイゲキは、富士山の名前を冠した、静岡県だけに見られるトウダイグサ科の固有種です。これらは、地域によっては、絶滅危惧種に指定されています。

また、茶草場には小動物も多く、「カケガワフキバッタ」という、この地域だけに生息する羽のないバッタもいます。

表1 草刈りによる在来種数の変化

	2004年	2009年	備考
茶草場1	28	11	2007年に草刈り放棄
茶草場2	46	55	年1回晩秋に草刈



カケガワフキバッタ

茶草場農法が守っているもの②（景観）

茶草場農法実践地域では、高品質な茶の栽培を行うために、摘採だけではなく、日常の茶園管理も丁寧に行われています。

またなだらかな斜面では、等高線にそった茶の畝が連なる、地形の特徴を生かした巧みな土地利用が行われており、ツーリズムの素材としても高い価値を有する美しい景観を形成しています。



支援等依頼趣意書

静岡県では古くから茶の栽培が行われ、多くの地域で茶業が営まれてきました。こうした中、良質な茶の生産と生物の多様性の保全が両立する独創的で世界的にもユニークな土地利用システムが評価され、世界農業遺産に認定された「静岡の茶草場農法」は、100年以上にわたってこの地域で行われてきた大変貴重な財産であり、これを未来へ継続・継承するには、実践農家のたゆまぬ努力と理解・信念・協力・が必要です。

この農法が継続されることで、絶滅危惧種を含む生物の多様性や私たちに心の安らぎを与えてくれる景観の維持に繋がります。

しかし、この農法の基となる「茶草場」は、急斜面にあるケースが多いことから、管理には多くの労力を必要とします。このため、実践農家においては、農法を継続したいという気持ちはあるものの、高齢化や人手不足の中で、断念せざるを得ない状況になってきております。当協議会としても、農法の継続を応援する取組を行ってきましたが、まだ多くの支援を必要としています。

また、作業応援者の派遣、農法の意義や世界農業遺産の周知など、多くの資金も必要としております。

つきましては、是非ともこの趣旨に御賛同いただき、多くの皆様に多大な御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年2月7日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会

会長 川勝 平太

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」 応援支援金のお願い

日頃から世界農業遺産「静岡の茶草場農法」について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
「静岡の茶草場農法」は、良質な茶生産と生物の多様性の保全の両立が将来的に残すべきシステムとして、
2013年に世界農業遺産へ認定されました。

この農法の継続・継承には実践農家の努力と理解が必要な上、経営の安定化や労力の補完など、皆様の幅広い御支援、御協力が不可欠であると考えております。

つきましては、下記のとおり支援金等を募集することといたしましたので、是非この趣旨を御理解いただき、
広く皆様の御協力をお願いいたします。

- 1 募集期間 2018年2月～
- 2 支援方法 セールスシートの区分を参照のうえ御支援をお願いします。
- 3 お申し出手続き 御協力いただける場合には、「応援支援金協力承諾書」等に必要事項を御記入いただき、
下記事務局あてへ御送付願います。
- 4 お問い合わせ 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会事務局（静岡県経済産業部お茶振興課内）
住 所 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル3階
電 話 054-202-1488 FAX 054-202-1480
E-mail ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

支援金の使途等

- 1 内 容
 - ① 茶草場を保全するための応援ボランティア作業にかかる経費
 - ② 「静岡の茶草場農法」の認知度向上にかかる経費
 - ③ 認定地域の活性化につながる交流人口の拡大にかかる経費
- 2 支援者の公表
 - ① 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会ホームページ上に掲載
 - ② パンフレット、チラシへ、バナー等への掲載
- 3 公開方法 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会ホームページ上に掲載

応援制度セールスシート

名称等	内 容	期 間	数量	5 千円	1 万円	ブロンズ 応援企業 様	シルバー 応援企業 様	ゴールド 応援企業 様	プラチナ 応援企業 様	備 考
						5 万円	10万円	30万円	50万円 以上	
広報・広告	協議会公式 ホームページ へのバナー掲 載	4月から 該当年数 または、 10月から 該当年数				1 年 C 表示*	1 年 B 表示	2 年 A 表示	2 年 S 表示	バナーアイコン (各社へリンク) S : 370*420px A : 370*200px B : 370*90px C : 175*90px
茶草場農法の 茶製品	茶（事務局が 選定）	入金時 のみ		○	○	○	○	○	○	5 千円当たり 1 袋 (最大 5 点)
現地での研修 等への補助	経費（バス代 他）の補助	2 年間	1						○	最高 6 万円まで

- ※1 バナーアイコンはサイズを指定し、支援金を頂いた企業様から提供していただきます。
- ※2 現地での研修等への補助は企業向けに限ります。
- ※3 支援金額を分割して適用することはできません。
- ※4 表示位置は別紙応援企業バナー掲載案のとおり。

様式1-1

企業用

「静岡の茶草場農法」支援金協力承諾書

金 _____ 円

内訳

一口金額	口数	支援金額
円	口	円

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」支援依頼に対し、上記金額にて協力いたします。

年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会
会 長 川 勝 平 太 様

所在地 _____
 名称 _____
 代表者の職・ _____
 _____ 氏名 _____ 印
 連絡先電話番号 _____
 担当者氏名 _____

支払予定時期 _____ 年 月 日

☐

名称の公開を希望しない場合はチェックをお願いします。

様式1-2

個人用

「静岡の茶草場農法」支援金協力承諾書

金 _____ 円

内訳

一口金額	口数	支援金額
円	口	円

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」支援依頼に対し、上記金額にて協力いたします。

年 月 日

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会
会 長 川 勝 平 太 様

住所 _____
 氏名 _____ 印
 連絡先電話番号 _____

支払予定時期 _____ 年 月 日

☐

氏名の公開を希望しない場合はチェックをお願いします。